

平成 21 年 9 月 9 日

各 位

会社名 株式会社ユビテック
代表者名 代表取締役社長 荻野 司
(コード 6662 大証 HC スタダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長 明石 直人
(TEL. 03-5487-5560)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定ならびに平成 19 年 9 月 20 日開催の当社第 31 回定時株主総会決議に基づき、当社取締役監査役および当社子会社取締役に対して発行する新株予約権の具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役および当社子会社取締役が業績向上に対する意識や意欲を一層高めること、および監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進するべく、次の要領により新株予約権を無償で発行するものであります。なお、本件の付与に先立ち、第 4 回新株予約権(平成 17 年 11 月 30 日付与) 2,992 株および第 5 回新株予約権(平成 18 年 4 月 28 日付与) 328 株を消却し、第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権については全株消滅させております。

2 株式会社ユビテック 第 6 回新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 7 名、監査役 4 名、当社子会社取締役 1 名に対して新株予約権 2,520 株を割り当てる。
- (2) 新株予約権の目的である株式の数
当社普通株式 2,520 株
新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「目的株式数」という)は 4 株とし、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める目的株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

630 個。ただし、前記は割当予定数であり、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）に目的株式数を乗じた金額。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

但し、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で株式又は自己株式を引き受ける者の募集をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式で使用する「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成23年10月1日から平成29年9月30日

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使する時に、当社、当社子又は当社関連会社の取締役、執行役、監査役、従業員その他これに準ずる地位として取締役会が認める地位にあることを要する。但し、以下の場合を除く。

(ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役若しくは監査役が、任期満了を理由に退任した場合

(イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員が、会社の都合により転籍した場合

(ウ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員が、定年退職した場合

(エ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員が、会社都合または業務上の疾病により退職した場合

(オ) その他取締役会にて新株予約権の行使を相当と認める場合

② 新株予約権の割当てを受けた者は、平成23年10月1日から平成25年9月30日までは割当てを受けた新株予約権の数の50%を、平成25年10月1日から平成27年9月30日までは割当てを受けた新株予約権の数の75%を、それぞれ上限としてこれを行行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。平成27年10月1日から平成29年9月30日までは割当てを受けた新株予約権の全てを行行使できる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
会社計算規則 17 条 1 項により計算される資本金等増加限度額のうち、2 分の 1 (1 円未満の
端数切り上げ) を資本金の増加額とし、残額を資本準備金の増加額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 以下の事項の承認を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主
総会の承認が不要の場合は当該行為につき当社取締役会が承認した場合)において、当社取
締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権
を無償で取得する。
 - (ア) 当社が、合併(当社が消滅する合併に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換若しく
は株式移転をすること
 - (イ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の
承認を要する旨の定めを設ける定款変更
 - (ウ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社
の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってそ
の全部を取得できることについての定めを設ける定款変更
- ② 新株予約権者が上記(7)に定めるところにより新株予約権を行使することができなくなっ
た場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをも
って、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ③ 当社普通株式の終値が、行使価額の 2 分の 1 を継続して 1 年間下まわる場合において、当
社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予
約権を無償で取得する。
- ④ 当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株
予約権を無償で取得する。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が消滅する合併に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転
をする場合において、新株予約権者に、それぞれ、合併後存続する株式会社若しくは合併に
より設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部
又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会
社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社の新株予
約権を以下の条件にて交付する。但し、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換
契約又は株式移転計画にその旨の定めがある場合に限る。

- (ア) 交付する新株予約権の数 同数とする
- (イ) 新株予約権の目的である株式の数 上記(1)に、組織再編の条件を考慮して決定する
- (ウ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 上記(5)に組織再編の条件を考慮
して決定する
- (エ) 新株予約権を行使することができる期間 権利行使期間の初日と組織再編の効力発生
日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- (オ) 譲渡による新株予約権の取得には、新株予約権を発行する会社の承認を要する
- (カ) 新株予約権の行使の条件 上記(7)に準ずる
- (キ) 新株予約権の取得事由 上記(9)に準ずる

(12) 新株予約権の割当日

平成 21 年 9 月 25 日

- (13) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てるものとする。
- (14) その他
新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定める。

以上